

地区役員等の選出及び専門委員会・特別委員会の所属についての確認

1 地区役員及びその他の役員の選出について

(1) 地区ごとに、次の役員を選出する。

- ・全肢長会副会長（地区委員） 1名
- ・理事 2名（地区の状況により3名）
- ・評議員 2名

(2) その他の役員

- ・全肢長会会長1名、副会長1名、理事2名、事務局長1名、事務局次長2名、会計1名、

事務局理事は、東京都肢長会の所属19校及び東京都内肢体不自由特別支援学校で候補者の選出を行う。

- ・全肢長幹事は、東京都肢長会及び東京都内肢体不自由特別支援学校と関東甲越地区（原則として、前年度の関東甲越地区会長）から選出する。

2 専門委員について

- ・全特長の調査研究については、平成28年度より全知長が共通項目を担当し、併置校については全特長事務局が行っている。そのため、全肢長から専門委員の選出は行わない。

3 特別委員会（全特長基本問題検討委員会）の委員について

- ・基本問題検討特別委員会の構成メンバーは原則として、全肢長会長、関肢長会長、都肢長会長、当該年度の全肢P大会開催地区校長会長、全肢長事務局長である。

4 全国特別支援学校長会役員の選出について

- (1) 全国特別支援学校長会の種別の副会長については、全肢長会長を充てる。
- (2) 全肢長会からの理事3名の内訳については、当該年度全肢研開催地区校長会長または主管県の校長、都肢長会長、全肢長事務局長を充てるが、全特長地区理事または評議員として各都道府県から選出されている場合は、他の地区校長会会長を選出する。
- (3) 監事は、全肢長監事のうち、東京都近県の校長（全関肢長会長）を充てる。